

政策評価部会・分科会の流れ～平成29年度政策評価・施策評価～

①県から宮城県行政評価委員会への諮問（5月16日）

・県から宮城県行政評価委員会へ諮問がなされます。
諮問は「政策評価・施策評価基本票（県の評価原案）」の内容が妥当かどうかをお諮りするものです。

②第1回部会開催（5月23日）

・県からの諮問内容を審議いただくための説明等を行います。
・部会長から各分科会所属委員の指名を行います。
・評価スケジュール、部会・分科会の進め方、審議事項・ポイント等について御説明します。
・部会后、分科会審議に向けて、関係する「基本票（県の評価原案）」に目をお通しください。
疑問点等があれば、事務局に御連絡ください。
・分科会審議を効率的に進めるため、対面審議項目の事前抽出を行います。
各分科会担当委員の皆様には、分科会開催の3日前の午後5時までに、「要質疑事項」（別紙1）を御提出いただきます。

③分科会開催（5月31日～6月15日）

・3つの分科会を各3回程度開催します。
・分科会においては、
①「政策（施策）の成果」について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか。
②「政策（施策）を推進する上での課題と対応方針」について、課題は「政策（施策）の成果」等を踏まえる確に把握されているか、また対応方針は課題に即して具体的に記載されているか。
の観点から基本票を審議いただき、判定及び判定理由等を分科会ごとにまとめていただきます。

③-1 論点整理（出席者：各分科会担当委員・事務局、進行役：分科会長）

・分科会における質疑応答前に、事前の論点整理を行っていただきます。
・分科会長の進行により、各委員から提出された「要質疑事項」及び県の「要質疑事項回答」（別紙2）をもとに、書面審議とする政策・施策を選定します。対面審議とする政策・施策については分科会で質疑する事項（判定に必要となる論点、質問等）を厳選していただきます。

③-2 対面審議（出席者：各分科会担当委員・関係各課・事務局、進行役：分科会長）

・事前の論点整理の結果をもとに質疑をしていただきます。
・進行イメージとしては、対面審議とされた政策・施策について、①施策評価の質疑応答（残りの構成施策に係る質疑・回答を繰り返す）→②政策評価の質疑応答、となります。
・施策評価については、1施策10分程度で実施します。
・政策評価については、5分程度で実施します。
※1 政策・施策担当課からの概要説明は省略します。
※2 1政策について1施策の体系の場合は、政策及び施策の質疑を一括で行います。

③-3 判定及び判定理由等の決定（出席者：各分科会担当委員、事務局、進行役：分科会長）

・分科会における書面審議又は対面審議の結果を踏まえ、判定を行います。
・分科会長の進行により、書面審議又は対面審議による質疑応答結果を踏まえ、「基本票（県の評価原案）」の妥当性等についての各委員の意見を出していただきます。その意見を分科会として集約し、分科会ごとに「審議結果報告書」（別紙3-1、別紙3-2）を作成していただきます。

④審議結果の情報提供（6月下旬）

・各分科会から提出された「審議結果報告書」を政策・施策担当課へ情報提供します。

⑤答申案とりまとめ（6月下旬）

・各分科会から提出された「審議結果報告書」をもとに「答申案」を作成します。「答申案」を事務局から各委員に送付しますので、御確認願います。
・部会審議により分科会間の調整が必要と思われる事項があれば、事務局へ御連絡ください。

⑥第2回部会開催（7月上旬）

・各分科会長からの分科会報告、答申案についての審議（分科会間の調整等）を行い、部会として答申内容を決定していただきます（部会の議決をもって委員会の議決となります）。

⑦宮城県行政評価委員会から県への答申（7月）

・部会長から知事へ答申書を渡していただきます。

平成 29 年度宮城県行政評価委員会政策評価部会分科会 要質疑事項

委員御氏名： _____

※原則として分科会3日前(6月5日(月))までに、

宮城県行政評価委員会事務局(宮城県震災復興政策課行政評価班)に御提出願います。

FAX: 022-211-2493 E-mail: seisakug@pref.miyagi.lg.jp

分科会	審議対象		※対面審議	要質疑事項	
				対面による回答を希望する質疑事項については、該当する質疑事項の末尾に“(○)”と付記願います。	
第1分科会・第2回／6月8日(木)	政策1(宮城の将来ビジョンの体系)	育成・誘致による県内製造業の集積促進	施策1	地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興	
			施策2	産学官の連携による高度技術産業の集積促進	
			施策3	豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興	
		政策全体			

※「対面審議」を希望する政策・施策について、該当する欄に「○」を御記入願います。

なお、当日の分科会において、審議対象の政策・施策のうち、半数程度を「書面審議」に選定していただきますので、御配慮願います。

平成 29 年度宮城県行政評価委員会政策評価部会分科会 要質疑事項回答

※回答は分科会前日までに、
宮城県行政評価委員会事務局(宮城県震災復興政策課行政評価班)に御提出願います。
FAX:022-211-2493 E-mail:seisakug@pref.miyagi.lg.jp

分科会	審議対象		回答
第1分科会・第2回／ 6月8日(木)	政策1(宮城の将来ビジョンの体系)	育成・誘致による県内製造業の集積促進	※ 質疑事項が提出された政策・施策の関係課室が、分科会に出席し回答を希望する場合には、その旨を記載願います。
		施策1 地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興	
		施策2 産学官の連携による高度技術産業の集積促進	
		施策3 豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興	
政策全体			

平成29年度政策評価部会分科会 審議結果報告書(案)

【政策評価】

政策1	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	(県の評価原案:概ね順調)
施策1	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	(県の評価原案:順調)
施策2	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	(県の評価原案:○○)
施策3	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	(県の評価原案:○○)

○○分科会

□審議方法

<input checked="" type="radio"/> 対面審議	<input type="radio"/> 書面審議
---------------------------------------	----------------------------

□県の評価「政策の成果」に対する判定

<input checked="" type="radio"/> 適切	<input type="radio"/> 概ね適切	<input type="radio"/> 要検討
-------------------------------------	----------------------------	---------------------------

【判定理由】

■判定が「適切」の場合

評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

■判定が「概ね適切」の場合

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・(例)構成施策○の成果の状況について、「概ね順調」と評価した主たる要因である目標指標等の達成状況に係る記載がない。

■判定が「要検討」の場合

評価の理由が次のとおり不十分で、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。

・(例)構成施策の多くについて成果が「やや遅れている」としているにもかかわらず、政策の成果を「概ね順調」と評価した理由が明確に示されていない。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

・(例)県が示す課題○○について、内容が分かりにくい部分があるので、◇◇の点について補足する必要があると考える。

・(例)県が示す□□における課題と対応方針について、△△の理由から◇◇を課題としてとらえ、具体的な対策を示す必要があることから、内容を修正する必要があると考える。

※ 県が示す原案に対して意見がない場合には空欄

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成29年度政策評価部会分科会 審議結果報告書(案)

【施策評価】

政策1 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ (県の評価原案:概ね順調)

施策1 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ (県の評価原案:順調)

施策2 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ (県の評価原案:○○)

施策3 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ (県の評価原案:○○)

○○分科会

□審議方法

<input checked="" type="radio"/> 対面審議	<input type="radio"/> 書面審議
---------------------------------------	----------------------------

□県の評価「政策の成果」に対する判定

<input checked="" type="radio"/> 適切	<input type="radio"/> 概ね適切	<input type="radio"/> 要検討
-------------------------------------	----------------------------	---------------------------

【判定理由】

■判定が「適切」の場合

評価の理由が十分であり、施策の成果について「順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

■判定が「概ね適切」の場合

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・(例)目標指標等の達成状況について、施策の成果を「順調」とした評価理由が明確となるよう、記載内容の検討が必要である。

■判定が「要検討」の場合

評価の理由が次のとおり不十分で、施策の成果について「順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。

・(例)目標指標等の達成状況について所期の成果が得られなかったとしているにもかかわらず、施策の成果を「順調」と評価した理由が明確に示されていない。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

・(例)県が示す課題○○について、内容が分かりにくい部分があるので、◇◇の点について補足する必要があると考える。

・(例)県が示す□□における課題と対応方針について、△△の理由から◇◇を課題としてとらえ、具体的な対策を示す必要があることから、内容を修正する必要があると考える。

※ 県が示す原案に対して意見がない場合には空欄

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。